

大和市農業委員会の委員の定数に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定に基づき、大和市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の定数を定めるものとする。

【背景】

- ・現在の大和市農業委員会の委員は、選挙による農業委員11人と農業協同組合と議会からの推薦を受けた選任の委員5人で構成され、このうち選挙による農業委員の定数を条例で定められていました。
- ・しかし、農業委員会等に関する法律が平成28年4月1日に改正され、改正後の農業委員は、農業者等からの推薦を受けた者や募集に応募した者の中から、市長が議会の同意を得て、任命することに改められ、新たな農業委員の定数を定める必要があることから、条例を制定するものです。

【解説】

- ・本条例が制定されている趣旨です。法8条第2項では、農業委員会の委員の定数を、区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めることとされています。
- ・政令で定める基準の委員の定数の上限は、27人となっています。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、16人とする。

【解説】

- ・農業委員会の農業委員の定数を、現在の農業委員数の状況を踏まえて16人と定めるものです。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

- 2 大和市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(昭和32年大和町条例第12号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 農業委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号)附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員の定数については、なお従前の例による。

【解説】

- ・この条例による農業委員の定数は、現在の農業委員会の委員の任期満了の日の翌日から適用されます。